

調査計画全文

1 調査の名称

貴金属流通統計調査

2 調査の目的

貴金属（「金地金、プラチナ、パラジウム」をいう。以下同じ。）の流通及び多岐にわたる流通実態を把握し、貴金属の国内流通に関する行政施策の基礎資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

貴金属の生産及び流通を取り扱っている生産者、輸出入業者、貴金属商

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）数

金地金	45
プラチナ	39
パラジウム	39

（2）選定の方法（☐全数 ☐無作為抽出 ☒有意抽出）

貴金属の生産及び流通を取り扱っている生産者、輸出入業者、貴金属商のうち、貴金属の取扱実績を参考に、一般社団法人日本金地金流通協会正会員及び賛助会員名簿等から報告者（特定貴金属取扱事業者）を選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

- ・企業名及び所在地
- ・貴金属の生産
- ・貴金属の輸出入
- ・貴金属の国内流通受払
- ・貴金属の消費部門への払出
- ・貴金属の在庫状況

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省（資源エネルギー庁） — 報告者

(2) 調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☒その他（FAX））

経済産業省（資源エネルギー庁）から報告者に対して、郵送又は電子メールにより調査票を配布し、郵送、電子メール又はFAXにより調査票を回収する方法により行う。

なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。また、FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と経済産業省資源エネルギー庁の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月（令和2年1月調査以降）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査月の翌月25日

8 集計事項

別添集計様式による。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

資源エネルギー庁Webサイト及びe-Statへ掲載する。

(2) 公表の期日

調査月の翌々月の中旬

10 使用する統計基準

本調査は、主業、副業に関わらず貴金属の生産及び流通を取り扱う生産者等を対象にした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済みの調査票：1年
- ・調査票の内容を記録した電磁的記録：常用（無期限）

(2) 保存責任者

資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長



政府統計

☆この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。
☆この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月25日
提出部数	1部

貴金属流通統計調査
貴金属流通統計調査票(金地金用)
(年 月分)

秘

(単位:g)

項目		コード	受入	払出
生産・輸入	当月生産数量	1		
	新産金	2		
	再生金	3		
	加工業者から	4		
	消費財から	5		
	準消費退蔵品から	6		
	当月輸入数量	7		
供給(*)		8		
私的保有 受入・払出(*)		9		
月間受払量	流通	特定貴金属取扱事業者間取引	10	
		その他の取引	11	
		当月国内流通受払計(*)	12	
	消費部門への払出	消費者需要向け		
		電気通信機・機械部品用	13	
		歯科・医療用	14	
		メッキ用	15	
		その他	16	
		小計①	17	
		準消費退蔵向け		
		宝飾品用	18	
		美術工芸品用	19	
		メダル用	20	
		その他	21	
		小計②	22	
		中計(①+②)(*)	23	
	当月輸出数量(*)		24	
計(*の計)		25		
月末在庫数量		26		

企業名		作成者の職名及び氏名	(電話 - -)
本社・本店所在地			

法人番号	会社コード	年 月	品目コード
			1



政府統計

☆この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。

☆この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月25日
提出部数	1部

貴金属流通統計調査
貴金属流通統計調査票(プラチナ用)
(年 月分)

秘

(単位:g)

項目		コード	受入	払出
生産・輸入	当月生産数量	1		
	新産プラチナ	2		
	再生プラチナ	3		
	加工業者から	4		
	消費財から	5		
	準消費財から	6		
	宝飾品・その他から	7		
	当月輸入数量	8		
供給(*)		9		
私的保有 受入・払出(*)		10		
月間受払量	流通	特定貴金属取扱事業者間取引	11	
		その他の取引	12	
		当月国内流通受払計(*)	13	
	消費部門への払出	消費者需要向け		
		自動車触媒用	14	
		電気・電子機器用	15	
		その他	16	
		小計①	17	
		準消費退蔵向け		
		化学用	18	
		ガラス用	19	
		その他	20	
		小計②	21	
		宝飾品用③	22	
		中計①+②+③(*)	23	
	当月輸出数量(*)		24	
計(*の計)		25		
月末在庫数量		26		

企業名		作成者の職名及び氏名	(電話 - -)
本社・本店所在地			

法人番号	会社コード	年 月	品目コード
			2

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課



政府統計

☆この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。

☆この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月25日
提出部数	1部

貴金属流通統計調査
貴金属流通統計調査票(パラジウム用)

(年 月分)

秘

(単位:g)

項目		コード	受入	払出
生産・輸入	当月生産数量	1		
	新産パラジウム	2		
	再生パラジウム	3		
	加工業者から	4		
	消費財から	5		
	準消費退蔵品から	6		
	当月輸入数量	7		
供給(*)		8		
月間受払量	流通	特定貴金属取扱事業者間取引	9	
		その他の取引	10	
		当月国内流通受払計(*)	11	
	消費部門への払出	消費者需要向け		
		自動車触媒用	12	
		歯科・医療用	13	
		電気・電子機器用	14	
		その他	15	
		小計①	16	
		宝飾品用②	17	
		中計(①+②)(*)	18	
	当月輸出数量(*)		19	
	計(*の計)		20	
	月末在庫数量		21	

企業名		作成者の職名及び氏名	(電話 - -)
本社・本店所在地			

法人番号	会社コード	年 月	品目コード
			3

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課

I. 金地金



政府統計

月分集計データ

(単位:g)

項 目			コード	受入	払出	受入－払出	
期初在庫数量			1				
生産・輸入	当月生産数量		2				
	新産金		3				
	再生金		4				
	加工業者から		5				
	消費財から		6				
	準消費退蔵品から		7				
	当月輸入数量		8				
供 給 （*）			9				
私的保有 受入・払出（*）			10				
月間受払量	流通	特定貴金属取扱事業者間取引		11			
		その他の取引		12			
		当月国内流通受払 計（*）		13			
	消費部門への払出	消費者需要向け	電気通信機・機械部品用		14		
			歯科・医療用		15		
			メッキ用		16		
			その他		17		
			小計①		18		
		準消費退蔵向け	宝飾品用		19		
			美術工芸品用		20		
			メダル用		21		
			その他		22		
			小計②		23		
		中計（①＋②）（*）			24		
		当月輸出数量（*）			25		
計（*の計）			26				
月末在庫数量			27				

Ⅱ. プラチナ



政府統計

月分集計データ

(単位:g)

項 目			コード	受入	払出	受入－払出	
期初在庫数量			1				
生産・輸入	当月生産数量		2				
	新産プラチナ		3				
	再生プラチナ		4				
	加工業者から		5				
	消費財から		6				
	準消費財から		7				
	宝飾品・その他から		8				
	当月輸入数量		9				
供 給 （*）			10				
私的保有 受入・払出（*）			11				
月 間 受 払 量	流通	特定貴金属取扱事業者間取引		12			
		その他の取引		13			
		当月国内流通受払 計（*）		14			
	消費部門への払出	消費者需要向け	自動車触媒用	15			
			電気・電子機器用	16			
			その他	17			
			小計①	18			
		準消費費退蔵向け	化学用	19			
			ガラス用	20			
			その他	21			
			小計②	22			
		宝飾品用③		23			
		中計（①＋②＋③）（*）		24			
		当月輸出数量（*）		25			
		計（*の計）				26	
月末在庫数量			27				

Ⅲ. パラジウム



政府統計

月分集計データ

(単位:g)

項 目				コード	受入	払出	受入－払出
期初在庫数量				1			
生産・輸入	当月生産数量			2			
	新産パラジウム			3			
	再生パラジウム			4			
	加工業者から			5			
	消費財から			6			
	準消費退蔵品から			7			
	当月輸入数量			8			
供 給 （＊）				9			
月間受払量	流通	特定貴金属取扱事業者間取引			10		
		その他の取引			11		
		当月国内流通受払 計（＊）			12		
	消費部門への払出	消費者需要向け	自動車触媒用		13		
			歯科・医療用		14		
			電気・電子機器用		15		
			その他		16		
			小計①		17		
			宝飾品用②		18		
			中計（①＋②）（＊）		19		
			当月輸出数量（＊）		20		
計（＊の計）				21			
月末在庫数量				22			

貴金属流通統計調査の目的・必要性

本調査は貴金属（金地金、プラチナ、パラジウム）の流通量、利用消費の形態及び流通経路等の国内流通実態を調査するものである。

貴金属（金、プラチナ、パラジウム）については、①世界的に政情が不安定な国に埋蔵されていること、②我が国はその大宗を輸入に頼っていること等により、我が国の貴金属資源の供給基盤は極めて脆弱である。さらに、これらの貴金属については、我が国の経済・産業の根幹を支えと考えられるIT関連産業や環境関連産業等にも必須な金属であり、産業成長の指標としてその需給関係及び流通実態の動向を把握しておくことが必要。

○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）

（所掌事務）

第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十二 次に掲げる物資（非鉄金属）の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

また、これらの貴金属は、極めて付加価値の高い金属であるため、国民にとって貴重な資産として取り扱われており、貴金属の市場動向（相場）については、国民の関心は高く、価格の高騰等有事の際には、一般消費者の利益の保護等を図られなければならないことから、需給関係及び流通実態を把握しておくことは必要。

○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）

（所掌事務）

第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

四十 物資の流通の効率化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。

四十三 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

加えて、近年、報道等でも知られているように、金密輸の増加が社会問題になりつつあることから、貴金属業界の流通の実態把握の必要性がますます重要となっている。そのような中、本統計調査は、我が国の貴金属の生産及び流通の状況を知る唯一の統計調査であり、産業の情勢を知る上で非常に重要な統計である。